

**令和 5 年度新潟地方最低賃金審議会
第 1 回新潟県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	出席状況
令和 5 年 8 月 1 日 15時30分 ~ 17時30分	公益 3 / 3 労働者側 3 / 3 使用者側 3 / 3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長：長谷川委員、部会長代理：佐々木委員を選出した。2 新潟県最低賃金専門部会運営規程について 特に意見なし。3 最低賃金に係る審議について 労側委員、使側委員より今年度の考え方について意見表明があった。 <p>(1) 労側委員の主張</p> <ul style="list-style-type: none">・ 引上げに対する考え方は、ここ数年と変わっておらず、主張としては、最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たせる水準でなくてはならない。・ 連合リビングウェイジの2022年データでは、新潟県で単身、1DKの賃貸、車無しで生活で最低でも時給1,000円が必要であり、必要最小限の生計費として見ていただきたい。現在の新潟県の最低賃金額はこの1,000円にも達していない。・ 地域間格差を是正していかなければならない。新潟県の最低賃金額は関東北信越では下から 2 番目の低さである。 <p>(2) 使側委員の主張</p> <ul style="list-style-type: none">・ 最低賃金の改定に関し、最低賃金の目的・意義と法に定める三要素に基づく検討を求めたい <p>労使委員からの意見表明後、公労・公使別に別室にて個別協議を行い、労使からの率直な意見を聴取したものを。</p> <ol style="list-style-type: none">4 今後の見通し 8/2から8/4までの専門部会にて金額審議を行い、8/7に改正最低賃金について答申をいただく予定である旨を説明した。 <p style="text-align: center;">公開状況：傍聴人 1 0 名</p>	